

日税メールステーション 今月の経理情報

今回のテーマ： 譲渡資産の取得費～個人の場合～

資産の譲渡所得の計算上、取得費の計算方法が重要になります。

1. 取得費（原則）

(1) 減価しない資産

譲渡資産が土地、絵画、骨董品、株式等の減価しない資産の場合は、**取得価額**が取得費となります。

$$\text{取得費} = \text{取得価額} = \text{取得に要した金額（注）} + \text{設備費} + \text{改良費}$$

（注）株式等は、譲渡の都度、総平均法に準ずる方法により計算した金額となります。

(2) 減価する資産

業務用資産

譲渡資産が、建物、機械、備品等、時の経過により減価する業務用資産である場合には、取得価額からその使用期間分の償却累計額を控除した金額（**譲渡直前の未償却残額**）が取得費となります。

$$\text{取得費} = \text{取得価額} - \text{償却累計額}$$

非業務用資産

譲渡した資産が、居住用家屋や別荘のような減価する非業務用資産である場合には、取得価額からその所有期間の減価の額を控除した金額が取得費となります。

$$\text{取得費} = \text{取得価額} - \text{減価の額（注）}$$

（注）減価の額 = 取得価額 × 0.9 × 耐用年数の 1.5 倍の年数に应ずる旧定額法の償却率 × 非業務供用期間に係る年数

2. 取得費（特例）

	土地建物等	土地建物等以外	株 式 等
S27.12.31 以前取得	次のいずれか多い 金額 上記取得費 （原則） 収入金額 × 5%	次のうち最も多い金額 上記取得費（原則） 収入金額 × 5% S28.1.1 相続税評価額 + S28.1.1 以後の設備費、改良費	次のうち最も多い金額 上記取得費（原則） 収入金額 × 5% H13.9.30 以前取得の一定の 上場株式等については、 H13.10.1 時点の終値 × 80%
S28.1.1 以後 取得			

お見逃しなく！

1. 相続・贈与により取得した財産は、原則、被相続人等の取得費を引き継ぎます。
2. 相続申告後 3 年以内に相続財産を譲渡した場合、支払った相続税のうち当該譲渡資産に見合う部分として計算した一定の金額が、当該譲渡所得の取得費に加算されます。
3. 上記表中の『株式等』の（上場株式等の取得費の特例）は、平成 22 年 12 月 31 日をもって廃止されます。